

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【公開番号】特開2015-36836(P2015-36836A)

【公開日】平成27年2月23日(2015.2.23)

【年通号数】公開・登録公報2015-012

【出願番号】特願2013-167485(P2013-167485)

【国際特許分類】

G 06 F 3/048 (2013.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

G 06 Q 50/10 (2012.01)

【F I】

G 06 F 3/048 6 5 4 C

G 06 F 13/00 5 6 0 A

G 06 Q 50/10

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月18日(2015.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のユーザの行動の結果として生成される第1の情報を取得する機能と、前記第1の情報に基づいて、前記第1のユーザの行動についてのコメントを生成する機能と、

前記コメントを含む第2の情報を前記第1のユーザとは異なる第2のユーザに公開するために出力する機能と

を実現するように構成されるプロセッサを備える情報処理装置。

【請求項2】

前記コメントは、叙述的な第1の部分と、論評的な第2の部分とを含む、請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記コメントにおいて、前記第1の部分と前記第2の部分とによってダイアログが構成される、請求項2に記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記コメントは、テキストコメントであり、

前記第2の情報は、前記第1の部分および前記第2の部分を、それぞれの仮想的な話者に関連付けて配置した画像を含む、請求項3に記載の情報処理装置。

【請求項5】

前記プロセッサは、さらに、所定の時間に生成された複数の前記コメントに対応する前記画像を時系列で配列して動画像を生成する機能を実現するように構成される、請求項4に記載の情報処理装置。

【請求項6】

前記コメントは、前記第1のユーザの現在地の情報を含む、請求項1～5のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項7】

前記プロセッサは、さらに、所定の時間に生成された複数の前記コメントリーに含まれる情報を集約して表現する画像を生成する機能を実現するように構成される、請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項8】

前記画像において、前記複数のコメントリーの生成時の前記第1のユーザの位置情報は現実のまたは仮想的なマップ上に表現される、請求項7に記載の情報処理装置。

【請求項9】

前記仮想的なマップは、現実のマップにおける位置関係の少なくとも一部を捨象することによって生成される、請求項8に記載の情報処理装置。

【請求項10】

前記第1の情報は、前記第1のユーザの行動認識結果を含む、請求項1～9のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項11】

前記コメントリーは、前記行動認識結果によって示される前記第1のユーザの行動が変化した場合に生成される、請求項10に記載の情報処理装置。

【請求項12】

前記コメントリーは、前記行動認識結果が事後的に修正された場合に生成される、請求項11に記載の情報処理装置。

【請求項13】

前記コメントリーは、前記行動認識結果によって示される前記第1のユーザの行動が所定の時間を超えて継続されている場合に生成される、請求項10～12のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項14】

前記コメントリーは、前記行動認識結果によって示される前記第1のユーザの行動が所定のパターンに合致した場合に生成される、請求項10～13のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項15】

前記コメントリーは、前記行動認識結果によって示される前記第1のユーザの行動の程度を示す文言を含む、請求項10～14のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項16】

前記第1の情報は、前記第1のユーザがネットワーク上に投稿したテキストまたは画像を含む、請求項1～15のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項17】

前記コメントリーは、さらに、前記第1のユーザの行動の履歴に基づいて生成される、請求項1～16のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項18】

プロセッサが、

第1のユーザの行動の結果として生成される第1の情報を取得することと、

前記第1の情報に基づいて、前記第1のユーザの行動についてのコメントリーを生成することと、

前記コメントリーを含む第2の情報を前記第1のユーザとは異なる第2のユーザに公開するために出力することと

を含む情報処理方法。

【請求項19】

第1のユーザの行動の結果として生成される第1の情報を取得する機能と、

前記第1の情報に基づいて、前記第1のユーザの行動についてのコメントリーを生成する機能と、

前記コメントリーを含む第2の情報を前記第1のユーザとは異なる第2のユーザに公開するために出力する機能と

をコンピュータに実現させるためのプログラム。

【手続補正2】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0012**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0012】**

なお、説明は以下の順序で行うものとする。

1. システム構成
2. 機能構成
3. 行動共有の画面表示例
 - 3 - 1. リスト表示画面
 - 3 - 2. 仮想空間表示画面
 - 3 - 3. 個別情報画面
4. 行動認識に基づくコメントリー
 - 4 - 1. コメントリーの表示例
 - 4 - 2. 叙述的コメントリーの構成例
 - 4 - 3. 論評的コメントリーの構成例
5. 投稿に基づくコメントリー
 - 5 - 1. コメントリーの表示例
6. コメントリーのまとめ表現
7. コメントリー開始および終了時の操作
8. ハードウェア構成
9. 補足

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0035**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0035】**

また、画像生成機能450は、所定の時間にコメントリー生成機能430によって生成された複数のコメントリーをまとめて表現する画像を生成してもよい。この場合、生成される画像は、動画像であってもよい。このようなまとめ画像は、例えばコメントリー生成機能430が動作する所定の時間の終了時に生成されうる。つまり、まとめ画像は、ユーザ操作によって指定されたコメントリーの終了時点や、タイマーによって指定されたコメントリーの終了時点で生成されうる。あるいは、まとめ画像は、コメントリーの途中で、所定の時間（例えば3時間など）ごとに生成されうる。また、まとめ画像のより具体的な例についても後述する。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0059**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0059】**

(3 - 3. 個別情報画面)

図6は、本開示の一実施形態における投稿履歴画面の例を示す図である。図6を参照すると、クライアント装置100のディスプレイに表示される投稿履歴画面1300には、ユーザ情報1301、行動ステータス1303、ユーザオブジェクト1305、投稿メッセージ1307、行動アイコン1309、まとめボタン1311、および投稿履歴ボタン1313が含まれる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 1 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 1 4】

(画像の第3の例)

図12は、本開示の一実施形態において表示されるコメントリーマーまとめ画像の第3の例を示す図である。図12を参照すると、まとめ画像2500には、マップ2501、ポイント表示2503、ルート表示2505、時刻アイコン2407、および行動アイコン2509が含まれる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 1 1 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 1 6】

このように現実の位置情報を捨象する効果として、マップ2501では、例えばルート表示2505を、それぞれの移動経路が十分に認識されるような長さで表現することが可能である。例えば、図示された例におけるルート表示2505のうち、ルート表示2505aは徒歩に対応するルート表示であり、ルート表示2505bは電車の乗車に対応するルート表示である。これらのルート表示が現実の位置情報に従って表示されると、ルート表示2505aがルート表示2505bに比べて短くなり、場合によってはルート表示2505aを認識することが困難になる（徒歩による移動速度よりも電車による移動速度の方がはるかに大きいため）。そこで、マップ2501に示された例のように現実の位置情報からある程度自由にポイント表示2503およびルート表示2505を配置できれば、ユーザのそれぞれの行動に対応したルート表示2505を認識することが容易になりうる。